

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
5月27日
(金曜日)

目次

告示

- 県道路線の認定(道路整備課).....一
- 県道路線の変更(道路整備課).....一
- 県道路線の廃止(道路整備課).....一
- 道路の区域の決定(道路整備課).....二
- 道路の区域の変更(道路整備課).....二
- 道路の供用の開始(道路整備課).....四
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課).....四
- 公告
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....五
- 雑報
- 県報の正誤(平成十九年五月二十五日山口県公告(二六四)).....六

山口県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

山口県知事 二井 関成



秋吉台公園線	終起	点
美祢市美東町赤 美祢市秋芳町秋吉	点	

山口県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

旧新別	路線名	終起	点
旧	奥秋吉台公園線	美祢市美東町赤 美祢市美東町絵堂	点
新	奥秋吉台公園線	美祢市美東町赤字長谷平 美祢市美東町赤字堂ノ前	点

山口県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

綾木秋吉線	終起	点
美祢市美東町綾木 美祢市秋芳町秋吉	点	

道路の種類 県道
路線名 小郡三隅線
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市美東町大田字上温湯五二七三の五地先から 同市美東町大田字市ノ後五七九六の 一、地先まで 美祢市美東町大田字市ノ後五七九六 の二、地先から 同市美東町繪堂字先廻田山二一 一、地先まで 美祢市美東町繪堂字先廻田山二一 一、地先から 同市美東町赤字堂ノ前二二一の二、 一、地先まで 美祢市美東町大田字上温湯五二七三 の五地先から 同市美東町赤字堂ノ前二二一の二、 一、地先まで	最狭 一〇・六	最狭 二五・八	八六六・〇	一、 八一三・三	一般国道四三五 号の道路の区域 (重用)
	最狭 二五・八	最狭 一〇・六	八六六・〇	一、 八一三・三	一般国道四三五 号の道路の区域 (重用)
新	最狭 一四八・七・三	最狭 一七・七・三	七、 〇一七・八		道路改良工事の 完了による。 一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
旧	最狭 五九・三・五	最狭 五・七・三	六、 八二二・二		一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)

道路の種類 県道
路線名 小野田美東線
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市美東町真名字今畑三二六五の 一、地先から 同市美東町真名字田代台一五二一の 九、地先まで 美祢市美東町真名字田代台一五二一 の九、地先から 同市美東町綾木字院内二六四九の一 、地先まで 美祢市美東町綾木字院内二六四九の 一、地先から 同市美東町大田字市ノ後五七九五の 一、地先まで	最狭 一〇・三〇	最狭 三六・三〇	九二〇・一		終点の変更による。 一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
	最狭 三六・三〇	最狭 一〇・三〇	九二〇・一		終点の変更による。 一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
新	最狭 七三・九・三	最狭 六二・二・八	三、 一五七・三		一般国道四三五 号の道路の区域 (重用)
旧	最狭 六二・二・八	最狭 七三・九・三	三、 一五七・三		一般国道四三五 号の道路の区域 (重用)

道路の種類 県道

路線名 萩秋芳線
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市美東町繪堂字草田一九二五の 一、地先から 同市美東町赤字鴨浦五二三の二、地先 まで 美祢市美東町赤字鴨浦五二三の二、地 先から 同市美東町赤字大坪三六〇五の二、地 先まで 美祢市美東町赤字大坪三六〇五の二、 一、地先から 同市秋芳町岩永本郷字角石二二の一 、地先まで 美祢市美東町繪堂字草田一九二五の 一、地先から 同市美東町繪堂字西錢屋原一八九一 の二、地先まで 美祢市美東町繪堂字西錢屋原一八九 一の二、地先から 同市美東町大田字市ノ後五七九六の 一、地先まで 美祢市美東町大田字市ノ後五七九六 の二、地先から 同市秋芳町秋吉字水込一〇三三の一 、地先まで	最狭 五・九・二	最狭 一〇・七	二、 一三三・二	一、 一三三・二	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
	最狭 一〇・七	最狭 五・九・二	二、 一三三・二	一、 一三三・二	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
新	最狭 三・八・六	最狭 五・九・三・五	二、 九二八・〇		一般国道四三五 号の道路の区域 (重用)
旧	最狭 七二・二・七	最狭 二二・二・八	二、 七八・八		終点の変更による。 一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
新	最狭 六〇・七・〇	最狭 四三・五・七	四、 一五、五八〇・		一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
旧	最狭 四三・五・七	最狭 六〇・七・〇	四、 一五、五八〇・		一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)

道路の種類 県道
路線名 錢屋美祢線
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市美東町繪堂字錢屋原九二九の 一、地先から 同市美東町赤字荒神鼻五二九地先ま で 美祢市美東町繪堂字松原二二三九の二 、地先から 同市美東町繪堂字松原二二三九の二 、地先まで 美祢市美東町繪堂字松原二二三九の 二、地先から 同市美東町赤字荒神鼻五二九地先ま で	最狭 五・九・二	最狭 二・一一・〇	二、 一一一・〇		県道萩秋芳線の 道路の区域 (重用)
	最狭 二・一一・〇	最狭 五・九・二	二、 一一一・〇		県道萩秋芳線の 道路の区域 (重用)
新	最狭 二・七・三	最狭 二・七・五・〇	一、 六一五・四		道路改良工事の 完了による。 一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
旧	最狭 二・七・五・〇	最狭 二・七・三	一、 六一五・四		道路改良工事の 完了による。 一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
新	最狭 二・七・三	最狭 二・七・三	八六六・三		県道小郡三隅線 の道路の区域 (重用)

区 間	道路の種類 路線名 道路の区域	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考	
			最狭	最広			
美祢市美東町真名字下今畑三二二三 の一地先から 同市美東町綾木字九瀬原一六五一の 八地先まで 及び 美祢市美東町綾木字九瀬原一六五一 の八地先から 同市秋芳町岩永下郷字下岩瀬戸一四 五三の一地先まで 美祢市美東町真名字下今畑三二二三 の一地先から 同市秋芳町岩永下郷字下岩瀬戸一四 五三の一地先まで 並びに 美祢市美東町真名字下今畑三二二三 の一地先から 同市美東町真名字田代台一五二一 の九地先まで 美祢市美東町真名字田代台一五二一 の九地先から 同市美東町綾木字院内二六四九の一 地先まで 美祢市美東町綾木字院内二六四九の一 地先から 同市美東町大田字横打四五三二の一 地先まで 美祢市美東町大田字横打四五三二の一 地先から 同市美東町綾木字鎗取二二四五の一 地先まで 及び 美祢市美東町綾木字鎗取二二四五の一 地先から 同市秋芳町岩永下郷字下岩瀬戸一四 五三の一地先まで	新	旧	最狭 四二・〇八	最狭 一八・〇五	八五四・八	敷地の幅員 (メートル) 延 長 (メートル) 備 考	
			最狭 一八・〇五	最狭 一八・〇三	二〇〇五・六		美祢市道植竹目 線の道路の区 域 の道路の区域
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		美祢市道植竹目 線の道路の区 域 の道路の区域
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		美祢市道植竹目 線の道路の区 域 の道路の区域
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		美祢市道植竹目 線の道路の区 域 の道路の区域
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		
			最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五		美祢市道植竹目 線の道路の区 域 の道路の区域
最狭 一八・〇三	最狭 一八・〇三	二〇〇三・五	美祢市道植竹目 線の道路の区 域 の道路の区域				

道路の種類 県道
路線名 湯ノ口美祢線
道路の区域

新	旧
最狭 五三・〇七	最狭
五八五・五	
終点の変更による。小郡三隅線の道路の区域	

四

山口県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九〇号	美祢市美東町綾木字光岩四七八の一地先から 同市美東町綾木字北山九二七の一地先まで	平成二十三年五月 二十八日午後四時

山口県告示第二百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第二工区）
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

基礎工	種	延長
七四メートル		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十三年五月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二二二号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年五月三十日から同年六月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年七月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。



(二六二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年五月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
防府市金波土地改良区	理事	安田 春二	防府市大字大崎三三八
"	"	綿貫源太郎	大字下右田九九八
"	"	加藤 榮作	大字高井一五八の一
"	"	松永 治美	大字上右田一八九七
"	"	三原 久也	一一八三の三
"	監事	徳永 輝夫	二二二〇
"	"	渡辺 健治	大字高井一九

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
防府市金波土地改良区	理事	安田 春二	防府市大字大崎三三八

